

東北地方交通審議会
第197回船員部会

議事要録

令和7年3月21日
東北地方交通審議会
船員部会事務局

東北地方交通審議会

第 1 9 7 回 船員部会

日 時 令和 7 年 3 月 2 1 日 (金) 1 3 : 3 0 ~

場 所 仙台第 4 合同庁舎 4 階会議室

出 席 者 公益委員 : 阿部部会長、増田部会長代理、豊田委員、鈴木委員

労働者委員 : 甲斐委員、高橋委員、奈良委員

使用者委員 : 千葉委員、平岡委員、村上委員

運 輸 局 : 真田海事振興部長、鈴木海事振興部次長、

沼澤船員労働環境・海技資格課長

柳松船員労政課長、田口専門官、高橋労政係長

1. 開 会

2. 議 題

(1) 船員の特定最低賃金の改正に係る公示に対する意見について(諮問)

(2) 管内の雇用等の状況について

(3) 情報提供について

(4) その他

3. 閉 会

(資料)

資料 1 船員の特定最低賃金の改正に係る公示に対する意見の諮問関係資料

資料 2 船員職業安定業務取扱状況説明資料 (1 月分)

資料 3 新規求人・求職数 (東北管内 : 3 年対比)

資料 4 有効求人・求職数 (東北管内 : 3 年対比)

資料 5 新規求人・求職数 (全国)

資料 6 有効求人・求職数 (全国)

資料 7 有効求人倍率 (東北管内)

資料 8 有効求人倍率 (全国)

◎開会

【鈴木海事振興部次長】

〔第197回船員部会の成立状況について報告〕

〔配布資料確認〕

◎議 事

【阿部部会長】

それでは、今回対面になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、お手元にあります議事次第の「議題（１）審議事項」になります。

船員の特定最低賃金の改正については、「改正することが適当である」との審議会の意見の公示を行いました。そうしたところ、関係者から要望書の提出があったことから、資料１の２ページ目にありますとおりに、３月13日付で東北運輸局長から東北地方交通審議会会長に対して、最低賃金法第35条第４項の規定に基づき、異議申し出に係る諮問がございました。

これを受けまして、１ページ目のとおりに東北地方交通審議会運営規則第９条により、船員部会において審議されるよう、３月19日付で東北地方交通審議会会長からこの船員部会部会長に付託がされたところであります。

それでは、真田海事振興部長から諮問の趣旨の説明をお願いいたします。

【真田海事振興部長】

東北運輸局海事振興部長の真田でございます。

それでは、諮問の趣旨をご説明させていただきます。

船員の特定最低賃金の改正については、令和６年８月20日付で東北運輸局長から東北地方交通審議会会長へ諮問し、最低賃金専門部会での調査・審議を経て、令和７年１月10日付で「引き上げによる改正が必要である」との答申をいただいたところでございます。

この答申を受け、資料１の最終ページのとおりに、令和７年２月６日から15日間、東北地方交通審議会の意見要旨に関する官報公示等を行ったところ、資料１の上、３枚目から５枚目のとおり、東北漁業（沖合底びき網）の改正について、令和７年２月14日付で関係者から要望書の提出がございました。

要望の概要につきましては、漁獲量の減少、それから水揚げ金額の低迷が続く中、原油価格

や資材等の高騰により経営が逼迫しており、今回の最低賃金の大幅な引き上げは経営の衰退に拍車をかけることが懸念されるということから、1点目が東北漁業（沖合底びき網）の最低賃金の引き上げについては強く反対すると。それから2点目として、最低賃金の区分けを太平洋側と日本海側で分けることを強く要望するという内容になっております。

そこで、公示に関して異議申し立てがあった際には、最低賃金法第35条第4項の規定により審議会に意見を求めるとなっていることから、今回の要望につきまして東北地方交通審議会会長に諮問を行った次第でございます。

【阿部部会長】

今回の要望ですが、どのように取り扱うべきかのご意見を伺いたいと思います。

今回の要望は2つありまして、最低賃金の引き上げに対して反対ということ、太平洋側と日本海側の区分が必要ではないかと、この2つがあるわけですが、まず1点目の最低賃金の引き上げについて反対することに対して、何かご意見を伺えればと思いますが、まず労働者委員の方、いかがでしょうか。

【高橋労働者委員】

理由を見ますと、魚価不良、あと燃油の高騰という記載がありますが、今、国の制度がありまして、不漁のとき安定した収入を確保するための漁業共済制度というものがあります。これは漁獲不振のために支援する制度で、漁業収入安定対策事業というものが1つあります。もう1つが燃油の価格高騰に対して国と漁業者の積み立てを行って、価格の設定、基準以上に上昇した場合に補填される制度、これが漁業経営セーフティネット構築事業と、2つの制度がありますので、前に水産庁からこの制度にほとんどの漁業者が入っていると聞いています。この制度を使っただいて、少しでも経営の安定化をしているはずだと思っており、何ら最低賃金を改定しても影響はないとは思いますが、これを決定するに当たって物価の上昇等を参考にしており、これは東北全体の話ですので、太平洋でも秋田でも、若干の物価の変動はあるかもしれませんが、同じ状況と思っております。

以上です。

【阿部部会長】

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

【甲斐労働者委員】

最低賃金の目的は、低い賃金で働いている労働者を救済するために最低賃金を変えていくという形で変えており、この最低賃金が私は決して高い賃金だと思っておりません。八戸地区においても、最低賃金ではないですが、最低保障ということで50万円ぐらいを支払っている漁業者もおります。それから比べるとかなり低いという形になりますので、この最低賃金の金額が高いということにはならないのかなと思っております。

また、秋田県の漁業者ということですが、青森県は太平洋側も日本海側も当然あります。当然北海道も新潟もあり、ほとんど同じぐらいの最低賃金の金額です。秋田県だけ高いという形にはなっていないと思いますし、秋田県だけ資材の高騰だったり原油価格の高騰の影響を受けているとは思っておりませんので、この金額は妥当ではないかと思っております。

以上です。

【阿部部会長】

ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

【奈良労働者委員】

最低賃金専門部会の中では、事務局で用意した物価上昇の資料や、実際に現場で支払われている賃金の実態、こういったものも踏まえた上で、十分議論して決定した内容と理解しておりますので、その決定した内容でお願いしたいと思います。

以上です。

【阿部部会長】

ありがとうございました。

続きまして、使用者委員の方からいかがでしょうか。よろしくお願いします。

【千葉使用者委員】

昨今の陸上部門の最低賃金の賃上げに伴って、海上の船員の賃金も引きずられるように上昇

して、昨今の引き上げ幅が大き過ぎるなというのは感じてはおりますが、今議論するにはもう少し具体的な数字がないと、太平洋が日本海がということは議論できないし、判断もできかねると思います。

賃金自体が従来こういう数字があって、ここまで上がったのはこういう理由という、もう少し具体的な数字がないと、議論できないという考えはあります。

以上です。

【阿部部会長】

ありがとうございます。

ほかに使用者委員の方、よろしいですか。お願いします。

【村上使用者委員】

この文章を見ると本当に逼迫しているということが、すごくわかるというところがあります。自助努力で何とかできるのところとそうじゃない外的な要因、魚の値段、魚価が低迷している、あとは政府の激変緩和の燃油の補助もどんどん減っています。それに伴う燃油の高騰、最近はやっとまた原油は下がってきましたけれども、石油製品の原油高による資材の高騰など、自分の力ではどうにもできない外的要因のところが大きいいということで、かなり経営が逼迫しているということがすごく伝わりました。

ただ、千葉委員が話されるように、漁労収支がどのようになっているか、海水温の上昇や、それに伴う漁獲される魚種の変化、それに伴って漁労の状況も変わってきている、例えば狙っている魚が獲れない、稼働日数が減っているという何かデータがないと、本当にこれはどうなのかということとは、決められないような気がします。

最低賃金について、マグロ船でもいろいろありますが、今回どうして最後に精算するとき、なかなかその最低賃金のところに達するというか、それ以上になっていて、そのところは幾らか幅があって、最低賃金が上がったとしても、そこでの精算ではない状況の漁業もあると思います。実際に精算してみたときに、本当に甲板員の方の最低保障になっているのかどうかということも含めて実態を見たほうがよいと感じました。

【阿部部会長】

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

では、公益委員の方から何かご意見ございますか。

【豊田公益委員】

本当にこの数字が妥当ではない、高過ぎると言うのであれば、やはりそれなりのデータを示していただいて、その上で議論するということでない、今この文章だけを読んで、じゃあ下げましょうということにはならないだろうと思いますので、あとは議論するためのデータを出してと言うか、これだけでは議論できないということで却下する形にするのか、どこまでやるのかを議論するしかないのかなと思います。

【阿部部会長】

ありがとうございます。

ほか、公益委員の方、よろしいですか。

【増田部会長代理】

私は今年度、最低賃金の議論に直接は加わっていないのですが、ほかの地域も含めて、今年度はかなり全国的に高い水準でこれまでと比べると決まっていたので、苦しいところはややこういう悲鳴に近いのが上がってきたのかなと、そんな気もします。ただ、昨年ぐらいまでの状況で言うと、先ほどお話があったとおり、最低賃金に張り付いて実際に賃金が支払われているというケースはほとんどなく、実態はそれ以上ということだったので、一つの最低水準として最低賃金というのが決められているということでしたが、今年度厳しいラインになっているというようなことであれば、それはまた議論になるのかもしれませんが、ちょっと実態がよくわからないということで感想です。

【阿部部会長】

ありがとうございます。

1つ目の議論としては最低賃金の引き上げについては反対するということと、もう一つが太平洋側、日本海側に区分することということが、今ご意見を伺っていると両方入っているご意見が多かったと思います。まず議論を切り分けたいと思いますが、最初の最低賃金の引き上げに反対という要望に関して、この委員会としてどう対応するかという一つの結論ですが、お話

の中でデータが不足しており、判断できないというご意見もありましたが、それは太平洋側と日本海側の区分のご意見に近いと思いますので、まず引き上げについては1月10日に答申を出したわけですが、この答申については一度決めたことでこの答申を踏襲するという判断でよろしいでしょうか。これをひっくり返すぐらいの、そういうデータはないと思います。（「それがいいと思います。異議はありません」の声あり）

よろしいですか。

【豊田公益委員】

事務局の方にお伺いしますが、今日この場で結論を出すという投げかけでしょうか。この文書だけで今日結論を出してくれということなのか、あるいは継続審議にするから次にこういう資料を出してくれということ、この人たちに要望するということも想定したような今回の議題でしょうか。

【真田海事振興部長】

事務局として考えているのは、皆様おっしゃるとおり、両方ともこれを覆します、○になりますというデータ等、何も示されていないので、その判断は非常に難しいと思っています。

まず最低賃金の引き上げに反対につきましては、最賃部会、それから船員部会、さらには審議会等、正当な手続きを踏まえて決められたものだと思っておりますので、現状として最終的に答申された内容のままとするのがよいのではないかと考えているところでございます。

一方で最低賃金の区分けについては、実際に最賃部会でもこの船員部会でも何も議論されておりません。そのような状況でこのような話があったところで、皆様おっしゃるようにデータも何もないというような状況では判断もできないので、これについては必要なデータ等、この要望を出してきた関係者に話して求めた上で、それがきちんと審議できるかどうかを確認していくとすることが妥当ではないかと考えているところでございます。

【豊田公益委員】

そうですね。私も意見を申し上げたけれども、まがりなりにも最賃部会を開いて、我々の決定として出した数字ですので、そう簡単にそれは間違っていましたということで変えるわけにいかないというのはその通りだろうと思っております、それをひっくり返すだけのデータも何も示されていないということで、今日この場で決めろと言われれば、それはできないと言う

しかないですが、一方で、日本海側と太平洋側でその実態というのがほぼ同じような状況なのか、あるいは大きく違う話なのか、そこのところは我々もあんまり議論したこともございませんし、今回に限らず、この先のことを考えても、そこを両方一緒によいのかということは一回どこかで検証しておきたいということは個人的には感じております。そのために今回こういう投げかけがあったということは、結論がひっくり返るかどうかは別としても、果たしてどれだけ違うのかどうかということを、我々検証しておくことは必要ではないかと感じているところではございます。

【阿部部会長】

ありがとうございます。

【豊田公益委員】

このため、今日この場で結論を出すという話なのか、継続審議にしてこういう資料を出しなさいということを指導して、次回もう一回やるのか、その点を今日決めていただきたいと思います。

【真田海事振興部長】

1点目については、手続きをしないと最低賃金自体が、ほかの最賃自体も決められなくなってしまうので、少なくとも本日ご結論をいただきたいと思います。

他方、2点目につきましては、本日の審議の結果として引き続き検討というよりは、データも何もないので検討の仕様がなと思っていますので、その点については引き続き確認をし関係者に投げかけをしていくということが妥当ではないかと考えております。

【豊田公益委員】

1点目については、もう変えませんと先ほど宣言したということでいいのですか。

【鈴木海事振興部次長】

それぞれ趣旨がちょっと違いまして、1点目については今回1万円上げますと公示したものの意見なので、上げることが適当かどうかというところをご審議いただきたいというのと、2点目はまた別途、日本海側と太平洋側では違いがあるので、区分けの検討をしてほしいとい

う要望だということで、まず一つは今回答申いただいた1万円アップ、これが妥当かどうかというところで、区分けは後でついてきた話なので、1点目をまず今日中にできればご決議いただきたいと思っております。

【真田海事振興部長】

1点目はもうすでに審議しているものですので、今鈴木が言ったとおり決議をいただければと思っております。

一方で2点目は、先ほども申し上げましたけれども、審議そのものを何もしていない、審議どころか調査、確認等もしていないものですので、そちらにつきましては引き続き今度確認に向けた対応をしていくということでお考えいただければ幸いです。

【増田部会長代理】

手続き上、この部会で議論して上げられた公示ということで、異論が出ることもあり得るということでは組み込まれているんだと思うんですけども、最賃については、いつまでに決まっていないと実際何かに影響が出るとか、そういうことはあり得るのでしょうか。

【真田海事振興部長】

最終的に現状では官報への公示があったところですが、本来であれば何も要望等がなければ、それを踏まえて最終的な決定として官報に掲載されて、30日後に実行ということになり、現状では最終的な決定がなされないと、例えば内航も旅客も最賃自体が決定しないという状況になりますので、私どもとしてはそれは避けたいと思っていますので、本日決議いただければと考えています。

【増田部会長代理】

状況はわかりました。

【豊田公益委員】

今回、沖底が決まらないとほかのも出せないということでしょうか。

【真田海事振興部長】

そうです。

【豊田公益委員】

それはなぜですか。

【鈴木海事振興部次長】

公示を4つまとめて一本で進めており、部会の意見調書の公示も4業種すべてまとめて公示していますので、その結果がどうだったということで、効力発生公示もやはり同じタイミングで出さざるを得ないと考えています。公示が業種ごとであれば別ですが、4つ一緒に進めていますので、同じ結論でまた公示をするという流れに持っていきたいと考えます。

【豊田公益委員】

手間とかがあると考えればそうなのでしょうけれども、ただ、理論的に絶対あり得ないという話ではないですね。3つについてはこう決まりましたと、もう一つについては継続審議中であるという公示をすることもできないわけではないですから、こちらの都合だけを強調して持っていくというのはどうなのかということはあると思います。

我々は今まで、枠組みとして東北全体の賃金ということで一括して考えてきたわけですが、日本海側と太平洋側で分けて考えるという枠組みを持ってこられたので、2点目というのはその2つを分けて判断してほしいということも含んでの話ではないでしょうか。

【真田海事振興部長】

果たしてそういう話が、あるのかどうかということを確認しないことには検討にならず、現状で何も背景等について示されていないので、できる、できないという話が、できる状況にはないと思っています。

【高橋労働者委員】

最初に最賃部会を開くとき、東北運輸局長が官報に載せますが、その時点で太平洋と日本海の審議をすると出すのではないのでしょうか。

【真田海事振興部長】

その通りと思います。

【高橋労働者委員】

それであれば今回ここで、その話はなしではないでしょうか。

【真田海事振興部長】

最賃を引き上げということを公示し、それに異議があればということなので、今高橋委員が言うとおりにかと思います。

【高橋労働者委員】

ここではその話にはできないのではないですか。

【豊田公益委員】

この要望が何を意味しているのかわかりませんが、今回についても分けて考えてくれという趣旨なのか、あるいは次年度以降、分けて考えるということを検討してくれと捉えるべき話なのか、前者は今さらちょっと難しいというところは共通認識とは思いますが、次年度以降に向けてそういうことが必要なのか、分けて書くか、その両者の実態に格差があるのであれば、ちょっと一緒に考えられないのではないかという視点も出てくる可能性はあります。

【高橋労働者委員】

日本海側は東北で青森、山形もありますが、ほかからも出ているのであればわかりますが、秋田だけというのはどうでしょうか。海の状態が温暖化で変わっていると言いますが、南からも魚が上がっています。魚自体が気温や水温によって移動しますので、必ずしもそこにずっと魚がいるわけではなく、底びきという漁業自体が一つの魚を狙うわけではないので、そこにいる魚を全部狙い、その中でタイやタラ、ハタハタ、チダイなどが季節によって獲れるわけで、秋田で水揚げが少ないからどうかという話にはならないと思います。

【豊田公益委員】

前々から思っていたのは実態がどうなのか、陸上の最賃は県ごとに決めていて、各県ごとの実態を踏まえてそれぞれの県で決めています。船員の最賃に関しては東北で一緒に捉えるの

が果たしてどうなのかということは前々からちょっと思っていたところがあり、そんなに県ごとに違いがあるのかどうかということは、検証して欲しいという言い分にもある程度理由はあるかと思うところではあります。

【増田部会長代理】

私は漁業のやり方はあまり詳しくないですが、沖合底びきの漁法上、かなり地域性が強い漁業だとすると、そういうことは場所ごとに随分違うというのはあるのかもしれませんが、それは可能性の問題なので、ちょっとその実態がよくわかっていないところです。

あと、先ほど北海道の話もありましたが、日本海側と太平洋側を両方持っている、一番典型的には東北がそうになっていて、中・四国も日本海側と瀬戸内でどうなっているのか、そこはよくわかりませんが、かなり漁業環境が違うところを東北は持っている認識するとすれば、将来的には考える必要があるということもあり得るのかもしれませんが。

【豊田公益委員】

だから一緒に考えていいのかなのかという、まず変えましょうということ以前の話として、実態的に東北6県ではどうかという話は把握し、その上でまた次にどうするかを考えることもあると思います。

【増田部会長代理】

先ほど秋田のハタハタの話がありましたが、漁業資源保護でハタハタ漁をやっていなかったということがこういうところに強く効いたりしているのでしょうか。

【阿部部会長】

今、両方の議論になっていて、これを切り分けられるかということ、理論上は切り分けるんですけども、背景として、今いろいろお話があったようなこともあるかと思って伺っていました。

改めてですけれども、まず反対意見に関して、先ほど海事振興部長からお話がありましたけれども、正式な手続きを踏んで最低賃金が決定し、それをここで覆すことは正式な議論を経て決定したものですから、かなり重い、そういう結論なんですけれども、これはこの答申のとおりということによろしいでしょうか。

【阿部部会長】

最賃部会が開かれて、そこでの議論を踏まえて答申が出てきたということですから、これはこのままということでもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

2点目の結論は出ていると思うのですが、様々な議論がありましたが、いわゆる最低賃金の区分けを太平洋側あるいは日本海側とするというその要望については、色々な側面からできるかできないか、あるいは制度上それが適切かどうかも含めて確認が必要というご意見が多かったと思いますので、各地域における漁獲高や船員の賃金などのデータ、様々なデータを基にしながら、この区分けの可否について確認が必要とまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【豊田公益委員】

他のエリアは全部地方単位で決めています、東北は太平洋側と日本海側で全く違う海で漁をしているのが正しいのか、あるいはもう日本海側の人も全部太平洋に出て行って漁をしているのか、その辺の実態がよくわからないわけですが、そもそも違う海に面している県なのに同じに考えていいのかどうかということもよくわかっていないので、この機会に次年度以降の参考にしたいので、秋田県の方は秋田のデータしか持っていないのかもしれませんが、本当に果たして同じに捉えていいのかどうかということは考えてみたい気はします。

【阿部部会長】

ありがとうございます。

【村上使用者委員】

私も沖底をやっているわけではないので詳しくはないんですが、今言われたように日本海側、太平洋側、やはり獲る魚種も違うと思いますし、あとは皆様おわかりのとおり、宮城県と岩手県でも操業の仕方が違います。岩手県は2艘で引くし、宮城県は1艘でやる。あと、震災後、原発の影響を受けて、補助的なものがいまだにあるところもあります。そういうちょっとイレギュラーの状況もあったり、あと、秋田の方はわかりませんが、船の大きさもどうなのか、乗組員の数がどうなのかとか、ちょっと違いは明らかにあると思うので、今言われたような今後の継続議論というか、確認が必要だというのは賛成です。

以上です。

【阿部部会長】

ありがとうございました。

【奈良労働者委員】

先ほどより太平洋側と日本海側の議論の話がありますがけれども、北海道の底びきは日本海、太平洋、オホーツクと、要は獲れる魚も全然違います。しかし一本の北海道という形で底びきで最賃を決定しています。そのことを考えれば、その取り扱いの仕方はあくまでも参考、要は船員部会の委員(個人)として、参考資料として勉強するのは良いと思いますが、申し立ての要望書のものを真に受けて(正式に)継続協議とする事については今一度ご検討を頂きたいと思います。

【豊田公益委員】

とりあえず勉強ということで、あまりにも違うようであれば、何とかするという議論はその先にあるのであって、まず勉強していくところからでも良いのではないのでしょうか。

【甲斐労働者委員】

あくまでも漁獲量や経営状況と書いてありますが、漁獲量や経営状況で最低賃金の金額を決めているわけではないと思います。最低賃金というのは最低限生活できる、これぐらい必要だということで金額を決めているのであって、太平洋側と日本海側の経営状況は多分大きく違うと思います。太平洋側のほうが多分いいと思いますが、太平洋側がいいから上げてくれというような議論をしたつもりもないですし、最低限これぐらい必要だという観点から最低賃金というのは決められているので、漁獲量や経営状況という部分はそれほど最賃を決める上でのウェイトは大きくないと思いますので、そんなに考慮する必要はないと思います。

【豊田公益委員】

そういう議論をすると、陸上と海上と別に決める必要はないのではないか、陸上の最低賃金をそのまま海上の人に適用すればいいのではないかという議論、そういう乱暴な議論だってあり得るところなので、海上の人を別に決めるという考えの中にはそういう人たちのそれぞれ労働者側、経営者側の事情というものを考慮したほうがよいと思います。

【甲斐労働者委員】

事情は当然考慮します。

【豊田公益委員】

考慮した上で別に決めるというのが大前提ですよ。

【甲斐労働者委員】

そんなに違いは大きくないかなという気がします。

【豊田公益委員】

そこがそんなに大きくないという結論がわかれば、勉強ですからそれで良いのではないのでしょうか。そんなに否定をされることもないのかと思います。

【阿部部会長】

今回いろんな議論ができてよかったと思いますが、先ほどまとめさせていただきましたけれども、いろんな側面からデータを集めていただいて、こういう実態であるということをまずは勉強会みたいな形で資料が提示できれば良いかと思っております。

【高橋労働者委員】

最賃部会で、今全然乗組員構成から何から、漁業の場合は一人代いくらということしか出てきません。内航の場合は各1人の賃金が出てきますが、漁業の場合は一人代いくらという計算ですので、何人の従業員がいるのか、年齢はいくらなのか、そういうデータを見れば、おのずとわかることです。個人情報に関係もあるとは思いますが、私が思うには多分年金受給者が乗っているのではないか、だから賃金が低い部分で計算されているのではないかと。ましてや多分19トンの船ですので、家族経営で、その中に船主、船頭さんということで経営者が乗っており、その経営者の中には息子さんなり、何人乗っているかわかりませんが、そのような実態があるのではないかと思います。調べるのであれば、そこまで調べていただきたいと思います。

【真田海事振興部長】

皆さんおっしゃるとおり実態がわからない、データも含めて実態がわからないのに議論して

くださいと言っても議論はできないと思いますので、要望してきたところにまずは確認が必要と思っています。実態はどうかということを書いてもらわないといけないと思っています。

【阿部部会長】

そうですね。この実態を今後確認していただくということで、お願いしたいと思います。

それでは、1点目に関しては答申のとおりということと、2点目に関しては、様々な角度からデータを収集していただいて、その上で議論ということになろうかと思っています。

【増田部会長代理】

今の件で、私も同意なんですけれども、意見書に対しては何かレスポンスをするんですか。

【真田海事振興部長】

先方には、本日のこの議論を踏まえて審議会、さらには運輸局への答申がこのようななったという段階になりましたら連絡して、特に2点目については確認しないと判断ができないので、具体的な内容について教えてくださいということで、対応をするという形になります。

【阿部部会長】

今回この部会で決議いただいたものを審議会に報告するということになりますので、審議会の会長宛てに報告書を出すことになります。

今色々な議論をいただきましたけれども、（ただ今事務局から配付された報告書案に）その結論部分が書かれているわけですが、下記の結論に達したので報告しますということで、最低賃金については令和7年1月10日付の答申どおり決定することが適当であるとします。

2点目については、色々なご議論をいただきましたが、太平洋側あるいは日本海側での最低賃金の区分けについては、今後制度的な可否や各地域における漁獲高、船員の賃金などのデータをもとに、区分けの可否についての確認が必要と考え、そのような報告書の案になります。よろしいでしょうか。

【増田部会長代理】

今議論したとおり上がっているので、この文章でいいんじゃないかと思っています。

【阿部部会長】

それでは、交通審議会の会長宛ての文章はこのままということで、この内容で審議会の会長宛てに報告させていただきます。

貴重なご意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。

それでは、議題の1番目はこれで終了ということで、続きまして議題の2番目になります。

「管内の雇用等の状況について」、事務局から報告をお願いいたします。

〔柳松船員労政課長から資料2～8に基づき説明〕

【阿部部会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から資料2から資料8まで、一部省略がありますけれども、報告がございました。何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

ないようですので、ご了承いただいたものといたします。

ありがとうございました。

続きまして、「議題（3）情報提供について」に入りたいと思います。

まずは委員の皆様から情報提供等をお願いいたします。

初めに労働者委員からお願いいたします。高橋委員、お願いいたします。

【高橋労働者委員】

昨年の6月に洋上風力の設置に関して、北海道と札幌市から洋上風力の設置と資材の運搬ということで、日本籍船で賄えない場合、外国籍の船を使用するという特区申請がありました。今、この特区申請に対してのパブリックコメントの期間になっています。これは、本来日本国内の荷物の輸送等々に関してはカボタージュ規制といいまして、自国の、国内の荷物に関しては国内の海運会社で国内輸送をするという国際ルールがありますけれども、それに則って日本も行っているわけですが、その中で外国籍船でも良いことになると、外国の船ですので、規制も何もかかっていないことになります。安全基準が日本の法律に従わず、船籍国の法律のもとで行われるということで、結局国内の産業の衰退、または今の内航海運の秩序を乱すものだということで、海員組合としては反対の立場ということで、今取り組んでいるという状況です。

あと、陸上で言いますと春闘ですが、2月の末に中央で日本カーフェリー労務協会、あと内航2団体、全内航というところに要求書を提出しております。これまで3回の団体交渉を行っていますけれども、日本カーフェリー労務協会等が育児、介護の法律的な改正と有効期間については仮合意しております。残るところが賃金関係の部分ということで、3月24日、来週の月曜日ですけれども、4回目の交渉があります。内航2団体と全内航ですけれども、3月18日に3回目の交渉を行っております。この中で、船内の衛生作業手当というのが組合の要求どおりの数字の仮合意となっております。こちらは有効期間のほうも仮合意しており、介護、育児に関する改正も仮合意です。残るは賃金関係のベースアップと、あとは年間臨時手当の交渉という内容になっております。

中・四国の旅客船の集団交渉ですが、こちらも2回目まで交渉しており、有効期間と育児、介護のほうの改正については仮合意、また3月24日には3回目の交渉があります。こちらも賃金関係の交渉になります。

以上です。

【阿部部会長】

ありがとうございました。

続きまして甲斐委員、お願いします。

【甲斐労働者委員】

八戸地区の状況です。八戸の大型イカ釣り兼底刺し網漁船ということで、天皇海山の漁場に向けて本日出航いたしております。

続きまして労働契約改定交渉ですが、2月28日に5社に対して要求書を提出いたしております。主な要求内容については、基本給の4%増額、保障給の増額、退職金制度の改定、各種手当の増額ということで、要求書の提出をいたしております。今鋭意交渉中ですが、まだ妥結した会社はございません。

以上です。

【阿部部会長】

ありがとうございました。

続きまして奈良委員、お願いします。

【奈良労働者委員】

気仙沼地区のご報告をさせていただきます。

給与改定交渉の話ですけれども、2月末日でまず遠洋マグロ、近海マグロ、カツオ一本釣りの船主団体のほうに3団体の申し入れを要求しております。

そのほか、個別各社ですが海外カニかご、サンマ兼業と漁業取締船、6社について要求書を提出して、現在交渉中でございます。

以上でございます。

【阿部部会長】

ありがとうございました。

ほかに労働者委員の方から補足。よろしいでしょうか。

それでは、次に使用者委員からご発言をお願いいたします。

まず平岡委員からお願いします。

【平岡使用者委員】

3月11日に東北運輸局さんと東北内航海運組合で船員対策連絡協議会を開催いたしました。東北運輸局さんにおかれましては、年度末のお忙しい中、どうもありがとうございました。

新卒の船員が1週間や半年で退職するという残念な話もございました。船員不足の状況が厳しく、特に機関士の採用が非常に困難で、欠員が出てから求人しても採用できないので、欠員が出る前に必要船員数より余剰に雇用するケースがあるみたいです。

また、宮城水産高校の進路ガイダンスに参加したところ、例年、内航船に20人ぐらいの生徒が聞きに来てくれていましたが、今年は4人の生徒のみで、漁船関係者には十数名受講しており、内航海運に興味を持ってもらえるよう、多方面から工夫を凝らした情報発信が必要だという意見もございました。

以上です。

【阿部部会長】

ありがとうございました。

続きまして千葉委員、お願いいたします。

【千葉使用者委員】

情報が非常にスポット的ですが、女川町の離島・出島、こちらは昨年12月19日出島大橋が供用開始になりました。この間、離島への船舶については、女川町の第3セクターであるシーパル女川汽船が運航しておりましたけれども、今月3月30日をもって出島への航路を廃止、31日から陸上の公共交通機関が運行することになっております。

今後は、シーパル女川汽船におきましては、もう一つの離島・江島に引き続き運航するという事です。

以上です。

【阿部部長】

ありがとうございました。

続きまして村上委員、お願いします。

【村上使用者委員】

前回報告しましたけれども、2月22日に漁業就業支援フェアが開催されましたが、これは全国漁業就業者確保育成センターが主催で、水産庁が後援ということで開催されたフェアですが、宮城県北部船主協会のほうからマグロ関係の会社5社と、あとカニかご、定置網をやっているところが1社、出展しました。そのうち、今現在、面談者のうち4人と連絡を取り合って、今後の雇用の調整を現在行っているという状況です。

また、別件で日本かつお・まぐろ漁業協同組合というところが、現在遠洋カツオ船、遠洋マグロ船乗組員の新規就労者と、あと海技資格者の確保が喫緊の課題ということで、募集の動画等の作成を行っているというのも前に報告しましたが、今年、令和7年も予算を取ってその事業をやっていくということで、最近の傾向として、2月22日に行った就業支援フェアに来た方、面談に来た方、ほとんどがやはりネットで情報を見て来たということで、ネットでの募集というのがすごく重要になっています。日本かつお・まぐろ漁業協同組合では、沖の状況、操業の状況とか船内の様子とかを動画を作っているんですが、長い動画は若者には見られないというところもあって、今年はショートムービーの短いものをたくさん作って、それでまず興味を持ってもらい、ポイントを流して、そこから深掘りしたい人が長い動画を見るという、そのような募集の仕方をするということで、現代の若者に合った募集の仕方というのを考えながら行っています。

以上です。

【阿部部会長】

ありがとうございました。

今使用者委員の方々から情報提供いただきましたけれども、何か補足はよろしいでしょうか。

ないようですので、今情報提供を様々ないただきましたけれども、全般について何かご意見、あるいはご質問、よろしいですか。どうぞ。

【村上使用者委員】

高橋委員、さっきカーフェリーとか内航船の交渉ということで、介護、育児の件と出ましたけれども、その介護、育児というのは具体的にどのようなものでしょうか。

【高橋労働者委員】

法律の改正に合わせることです。

【村上使用者委員】

私は長い船は知っているので、短い船はわかりませんが、それは日数を与えるだとかいうことでしょうか。それとも休日を与えるということでしょうか、あるいは金額ということでしょうか。

【高橋労働者委員】

対象者の年齢が小学生以下だったのが小学3年まで延ばしてほしいということや、ちょっと細かいような改正があるという話だと思います。

【村上使用者委員】

休みを与えるということでしょうか。

【高橋労働者委員】

休みのことは介護、育児休暇で数字が決まっていますので、その年齢を引き上げるかとい

ったようなものです。

【村上使用者委員】

そうですか。わかりました。

【阿部部会長】

国の改正があったことから、色々なところを合わせるという流れですね。ありがとうございます。

続きまして、「議題（４）その他ついて」に入りたいと思いますが、皆様から何かございますでしょうか。

ないようですので、本日の議事は終了といたします。次回の船員部会は４月25日金曜日の午後1時30分からWEBでの開催となります。最後に事務局から連絡事項をお願いします。

【鈴木海事振興部次長】

事務局からはまず議事要録についてですが、本日お配りしております２月開催の第196回議事要録案につきまして内容をご確認いただき、修正等がありましたら、４月11日金曜日までにご連絡いただきますようお願いいたします。

また、ご確認をお願いしておりました第195回議事要録案につきましては、修正等のご連絡はありませんでしたので、配付しました議事要録で確定版とさせていただきます。

それでは続きまして、今回をもちましてご勇退される各委員をご紹介します。

〔各委員から退任のご挨拶〕

以上をもちまして、本日の船員部会を終了いたします。

皆様大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

◎閉会